

空のうた（児童福祉法に基づく居宅訪問型児童発達支援）運営規程

事業所番号：1050500204

（事業の目的）

第1条 ドレミ株式会社（以下「事業者」という。）が設置する空のうた（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅訪問型児童発達支援（以下「居宅訪問型児童発達支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅訪問型児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な居宅訪問型児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとする。

2 居宅訪問型児童発達支援の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅訪問型児童発達支援の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第94号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 空のうた

（2）所在地 群馬県太田市東長岡町141—2

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤職員、児童発達支援管理責任者兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている保育所等訪問支援の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員、管理者兼務）

児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者（法第21条の5の5に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下同じ。）及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質

を向上させるための課題、支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した保育所等訪問支援計画を作成する。計画の作成にあたっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該計画について説明し、文書により同意を得て、作成した計画を交付する。

計画の作成後は、計画の実施状況の把握を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

上記の業務のほか、他の従業者に対する技術指導及び助言、障害児又はその家族に対する相談及び援助を行う。

(3) 訪問支援員 2名（非常勤職員 2人）

居宅訪問型児童発達支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者等に対し適切に支援等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、8月13日から15日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前10時から午後6時までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、8月13日から15日、12月29日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間 午前10時から午後6時までとする。

(5) 上記の営業時間のほか、電話等により9時30分～18時30分までは連絡が可能な体制とする。

(居宅訪問型児童発達支援の内容)

第6条 居宅訪問型児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅訪問型児童発達支援計画の作成

(2) 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援

(通所給付決定保護者から受領する費用の額等)

第7条 事業者は、居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該居宅訪問型発達支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該居宅訪問型児童発達支援に係る指定障害児通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した居宅訪問型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。

3 事業者は、通所給付決定保護者の選定により次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において居宅訪問型児童発達支援を提供した場合、それに要した交通費の額を通所給付決定保護者から徴収できるものとする。その際、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、1kmあたり35円を乗じて得た額とする。

4 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払っ

た通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

- 5 第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、太田市、大泉町、邑楽町の全域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 保護者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

（1）保護する児童の体調の変化・情緒の変化その他健康に関する変化について管理者、児童発達支援管理責任者、訪問支援員等にその状況について伝えと共に、情報の共有と連絡引継ぎを綿密に行うこと。

（利用者負担額等に係る管理）

第10条 事業者は、通所給付決定保護者の依頼を受けて、当該通所給付決定保護者が同一の月に事業所が提供する居宅訪問型児童発達支援及び他の指定障害児通所支援を受けたときは、当該居宅訪問型児童発達支援及び他の指定障害児通所支援等に係る費用基準額から法第21条5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定障害児通所支援事業者等に通知するものとする。

（緊急時等に及び事故発生時おける対応方法）

第11条 事業者は、現に居宅訪問型児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに障害児の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 障害児の主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定通所支援の提供により事故が発生したときは、速やかに都道府県、市町村及び当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定通所支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（安全計画の策定）

第12条 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第13条 事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

（苦情解決）

- 第14条 事業者は、提供した居宅訪問型児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者、その他の障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業者は、提供した居宅訪問型児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により群馬県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問、若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者、その他の当該障害児の家族からの苦情に関して群馬県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、群馬県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業者は、障害児の虐待の防止、人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止に関する責任者の設置
- （2）苦情解決体制の整備
- （3）職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施

（身体拘束の禁止）

- 第16条 事業者はサービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」をいう）を行わない。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。
 - 3 事業者は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果について従業者へ

の周知徹底

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

(衛生管理等)

第17条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業者は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染者及び、食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び、食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び、食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年6回

2 事業者は、適切な居宅訪問型児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

3 職員は、その業務上知り得た障害児及び通所給付決定保護者並びにその他の当該児の家族の秘密を保持するものとする。

4 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

5 事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供す

る者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

6 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

7 事業者は、障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族に対する居宅訪問型児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅訪問型児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。

8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はドレミ株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附則 この規定は、令和5年7月1日から改定され、施行する。

改定事項

所在地を変更

附則 この規定は、令和5年10月1日から改定され、施行する。

改定事項

事故発生時における対応方法、安全計画、自動車を運行する場合の所在の確認、衛生管理、業務継続計画に関する事項を追記